

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚後、夫の保険料と一緒に、夫名義の口座から振替で納付していたと思うので、未納となっている期間があるのはおかしいと思っている。仮に、口座振替で納付していなかったとすれば、私が金融機関で、夫婦二人分の保険料を納付したと思うが、その辺りの記憶は定かではない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月に国民年金の被保険者となって以後、現在に至るまで35年以上継続して国民年金に加入し、国民年金保険料についても、同年同月及び申立期間を合計した僅か4か月を除いて未納は無く、国民年金への関心及び保険料の納付意欲は高いと認められる。申立人は、申立期間の保険料の納付方法等について、よく憶^{おぼ}えていないとするものの、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の国民年金への関心及び保険料の納付意欲の高さに加え、申立期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の職業に変更は無いなど生活状況に大きな変化は認められないことを考え合わせると、当該期間の前後の期間の保険料を納付している申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考えられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

申立期間①について、私の母親は、私が20歳になった昭和44年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②について、私は、転居するたびに区役所又は市役所で住所変更手続を行い、昭和49年3月に結婚したときには、氏名変更手続も併せて行った。当該期間の国民年金保険料については、3か月分の保険料として1,650円を納付書により郵便局で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、納付書により郵便局で当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、当該期間当時の実際の保険料額と一致しているとともに、申立人は、当該期間中の昭和49年3月に住所変更手続及び氏名変更手続を適切に行っていることが申立人の年金手帳により確認できることから、申立内容と一致している。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は、現年度納付により納付されている上、申立期間②は6か月と短期間である。

さらに、申立期間②に近接する昭和46年10月から同年12月までの国民

年金保険料は、当初未納とされていたが、平成 23 年 10 月に申立人の所持する領収証書により、納付済みに記録訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親から証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 45 年 11 月と推認でき、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには過年度納付によるしかないが、申立人は、その母親から当該期間の保険料を遡って納付したと聞いた記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月
② 平成 7 年 1 月から同年 6 月まで

私は、昭和 63 年 12 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、平成 7 年 1 月に会社を退職後も同じく、同区役所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書が送られてきたので、私の保険料は自分で金融機関に行き納めた。

申立期間①及び②について、いつ、どこで幾ら納めたか等の具体的なことは覚えていないが、会社を退職の都度、国民年金への加入手続を行い、納付してきたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す資料は何も無いが、保険料が納められていない期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 63 年 12 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、市の国民年金被保険者名簿から、平成元年 6 月であることが確認でき、その時点では、申立期間①は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人のオンライン記録では、申立期間①前の昭和 63 年 8 月から同年 10 月までの期間及び申立期間①直後の平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認でき、申立期間①の保険料に係る納付書についても送付されていたと考えられること

から、過年度納付された期間に挟まれた1か月と短期間である申立期間①の保険料のみ納付されていなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、平成7年1月に会社を退職後、国民年金への加入手続を区役所で行い、送付されてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間②の保険料の納付時期及び納付額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳、申立人が申立期間を通じて居住している市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、平成7年1月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡が無いことから、申立期間②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は無い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月、同年3月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月及び同年3月
② 平成4年11月

私が大学生だった頃、学生の国民年金への加入が義務付けられたため、私の母親が、平成3年4月頃に市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、母親が毎月納付してくれていた。母親は、当時の1か月の保険料は、9,000円ぐらいだったと記憶している。

平成5年頃に市役所から、平成4年度の数箇月分の国民年金保険料が未納となっている旨の通知が届いたので、私の母親が、金融機関で合計4万円ぐらいの保険料を遡ってまとめて納付してくれた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその両親の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の2か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の母親が納付していたと記憶する申立人の国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致する。

2 申立期間②について、申立人の母親は、平成5年頃に市役所から、平成4年度の申立人の数箇月分の国民年金保険料が未納となっている旨の通知

が届いたので、保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録により、申立期間②直前の平成4年8月から同年10月までの保険料が5年7月に過年度納付されていることが確認できることから、その母親の主張に信憑性^{びよう}がうかがえる。

また、平成5年7月時点において、申立期間②は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人の母親が遡って納付したと記憶する申立人の保険料額は、申立期間②直前の納付済みとされている4年8月から同年10月までの保険料額及び申立期間②の保険料を納付した場合の保険料額の合計額とおおむね一致することから、1か月と短期間である申立期間②の保険料も併せて過年度納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、平成5年7月当時において、申立人の父親の標準報酬月額は、オンライン記録により、最高等級であることが確認できることから、申立人の国民年金保険料を納付することができるだけの資力は十分あったものと考えられ、申立期間②の保険料の納付が困難であったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から51年3月まで

私は、昭和50年6月に会社を退職した。その後、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。加入手続きを行った場所や保険料の納付方法について、既に両親が死亡しているため、不明であるが、結婚前に年金手帳を両親からもらい、結婚の手続きと同時に国民年金の氏名変更や住所変更手続きをA市役所B出張所で行った際にも、特段、未納等の話は無かった。

確かに、申立期間における国民年金保険料の納付は両親に任せていたが、両親は几帳面で厳格な性格だったので、僅かな期間の保険料を未納とすることは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金の加入手続きを行った場所や国民年金保険料の納付方法については、既に両親が他界しているため、不明であるが、結婚前に年金手帳を両親からもらい、結婚の手続きと同時に国民年金の氏名変更や住所変更手続きをA市役所B出張所で行った際にも、特段、未納等の話は無かったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、昭和51年6月と推認でき、その時点で申立期間の保険料については、過年度分として納付することは可能であった。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする両親のうち、母親は、昭和50年8月に国民年金に任意加入し

ており、60 歳に到達するまでの期間の保険料に未納は無いことから、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その母親が9か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が居住していた市の国民年金の窓口では、申立期間当時、加入手続の際に未納保険料があり、それが過年度分として納付可能な場合に、社会保険事務所（当時）が発行する過年度納付用の国庫金納付書を備え付けて、必要とする被保険者等に手渡していたことが確認できることから、加入手続を行った申立人の両親に当該申立期間の納付書が発行されたと考えても特に不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料に未納は無く、保険料を前納している期間もある上、氏名変更及び住所変更の手続も適切に行っていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から同年12月21日まで

夫は、昭和34年3月30日から平成6年12月31日まで継続してA社勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、昭和38年12月に同社本社から同社C工場へ転勤した際の資格喪失日が同年11月21日、転勤先での資格取得日が同年12月21日になっており、被保険者記録が1か月欠落している。当該転勤に係る辞令があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の人事異動資料、申立人が提出した辞令及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年12月21日に同社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和38年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周

辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から6年10月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を3年11月から4年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは36万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年10月の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年10月の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年10月の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から6年10月31日まで
② 平成6年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が平成3年11月から5年3月までは13万4,000円、同年4月から6年9月までは20万円に減額されている。また、資格喪失日が同年10月31日と記録されているが、同日まで勤務していた。申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成3年11月1日から5年4月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は3年11月から4年9月までは34万円、同年10月から5年3月までは36万円と記録されていたところ、同年4月1日付けで遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く11名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成5年4月1日から6年10月31日までの期間について、オンライン記録では、当該期間のうち5年4月から6年1月までの標準報酬月額は、当初36万円と記録されていたところ、同年2月1日付けで遡って20万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く16名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の元取締役は、「同社では、申立期間において厚生年金保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月1日付け及び6年2月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該二度にわたる遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成3年11月から4年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは36万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年11月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日より後の同年12月7日付けで、同年10月31日に遡って訂正されていることが確認できる上、申立人を除く14名についても同様に遡った喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録は平成6年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、当該喪失日の訂正処理前の記録から、20万円とすることが必要である。

一方、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記の二度にわたる

標準報酬月額の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で、20万円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人の雇用保険受給資格者証において確認できる離職時賃金日額は1万2,351円であり、申立人は、当該期間において、この日額に30日を乗じた36万円を超える報酬月額を支給されていたことが推認できる。

また、申立人と同様の訂正処理がなされている同僚の源泉徴収票から、当該同僚は、平成6年10月についても、訂正処理前の同年9月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができず不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年9月まで

私は、昭和37年11月頃、自宅に来たA区役所出張所の集金外務員に、国民年金の加入を勧められた。その当時、小売業を営んでいたが、将来に不安があったので、その勧めに従い、自宅で加入手続を行った。その手続時期は、妻の加入手続時期よりも前か、同時期であったと思う。

国民年金保険料については、集金外務員が自宅に来たその都度、私が、印紙を購入して、妻の保険料と一緒に、定期的に納付していた。

昭和38年10月に、A区からB市へ転居した後、年金手帳を書き替えるということであったので、私は同市の集金外務員に、所持していた私と妻の年金手帳を各1冊ずつ渡した。後に、私は、妻の手帳を受け取り、妻が、A区で国民年金に加入した記録の記載があったことを確認したが、私は、自身の手帳を受け取らなかった。最近、年金事務所で調べてもらったところ、私が、同区で国民年金に加入した記録が無いことが分かった。

私は、A区で国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が、国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続時期について、A区に居住していた昭和37年11月頃に、その妻の国民年金の加入手続よりも前又は同時期に行った記憶があると述べており、確かに、その後に転居したB市で付与され、現在基礎年金番号として使用されている国民年金手帳記号番号（以下「B市の記号番号」という。）とは別に、A区でも申立人の手帳記号番号（以下「A区の記号番号」という。）が別途払い出されたことが確認できる。

しかし、申立人のA区の記号番号は、その妻の国民年金手帳記号番号（A区払出し）よりも、時期にして約半年、番号にして約1万番、後に払い出されており、その妻の加入手続よりも前又は同時期に行ったとする申立内容とは相違している。

また、申立人がその後の昭和38年10月に転居したB市において、A区の記号番号に係る国民年金被保険者名簿が作成され、保存されているが、同名簿には、「取り下げ」と記載されていること、及び同番号に係るオンライン記録、特殊台帳等は見当たらないことから、当時、同番号に係る国民年金被保険者資格記録は取り消されたと推認されることに加え、申立期間の国民年金保険料を納付していた場合、新たに払い出されるとは考えにくいB市の記号番号が払い出されていることから、申立期間の保険料を納付していたとまで考えるのは難しい。

さらに、申立人は、その妻の国民年金保険料と一緒に、自身の保険料も納付していたと述べているが、その妻の保険料は、申立期間のうち一部納付済みであるものの、申立期間の終期の保険料は未納となっており、申立人と同様に昭和38年10月からの保険料が納付済みとなっていることから、申立人は、同年同月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月から15年2月まで

私は、平成15年3月から勤めていた会社に在籍中に、役所から国民年金への加入勧奨のはがきが届いた。加入手続を行った時期の記憶は無いが、私が会社の同僚の分と一緒に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料の納付については、加入手続を行った際に、数箇月分は時効で納付できなかったが一人分で10万円、同僚と二人分で20万円ぐらいを遡ってまとめて納付した。申立期間当時は第3号被保険者であり、納付する必要のない期間の保険料を納付してしまったので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期の記憶は無いが、会社の同僚と同時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その同僚は、平成16年7月に申立期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は同年同月に加入手続を行ったと主張していると考えられるが、申立期間は15年8月に第3号被保険者となる処理が行われており、納付したと主張している時点で申立期間が第1号被保険者であった形跡も無く、納付書が発行された形跡も無いことから申立人の主張と合致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、その場で遡って国民年金保険料を納付したと主張しているが、どの様に納付したのか、具体的な記憶が曖昧であることから納付状況が不明である。

さらに、申立人が会社の同僚と平成16年7月に申立期間の国民年金保険料を納付した場合、申立期間は第3号被保険者として記録されていることから過誤納記録とされるはずであるが、オンライン記録には記録されていない。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られたことに加え、14年4月に、保険料収納事務が国に一元化され、事務処理のシステム化が一層促進された後の期間でもあることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 8 月頃、会社を退職したことがきっかけで、当時居住していた市で国民年金の加入手続を行った。

昭和 51 年 9 月に現在居住している市へ転居してからは、口座振替による納付に切り替えるまで、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間が、国民年金保険料が免除された期間となっているが、免除の申請手続を行った記憶は無く、当時は収入もあったので、保険料は 51 年 9 月から継続して集金人に納付していたと思う。

私は申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、保険料が免除及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 51 年 9 月に現在居住している市に転居してからは、口座振替による納付に切り替えるまで、毎月集金人に納付していたと述べている。しかし、申立人が同年同月以降居住している市で、保険料の納付周期が 1 か月ごととされたのは 57 年 4 月からであることに加え、申立期間直後の 62 年 4 月から同年 9 月までの保険料は同年 8 月に 6 か月分まとめて納付されていることが確認できることなどから、申立人の主張とは一致しておらず、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が述べているように、申立期間当時、毎月集金人が訪れていたのであれば、その回数は 100 回を超えることとなるが、これだけの頻度で集金に訪れていた集金人について、申立人は、国民年金と国民健康保険の集金人が来ていたことは憶えていると述べる以外、その性別、特徴等について

憶^{おぼ}えておらず、当該期間の途中で集金人が交代したかどうかについても特段の記憶が無いとするなど、その主張から、集金人が集金に訪れていたと認めるまでの心証を得ることは難しい上、申立期間は 120 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、オンライン記録では、昭和 62 年 9 月に過年度納付書が発行されており、その時点で、申立期間のうち、60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料は遡って納付することができたが、申立人の主張は申立期間の保険料を集金人に納付したとするものであり、制度上、集金人に過年度保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間が、国民年金保険料が申請により免除された期間とされていることについて、申立人は、保険料の免除の申請を行った憶^{おぼ}えは無いとしているが、申立人が当該期間当時居住した区の国民年金被保険者名簿には、51 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料が免除されていたことをうかがわせる記載があり、当該被保険者名簿に記載されたその他の事項等からは、当該被保険者名簿で管理された申立人の記録に不自然な点は見当たらないことに加え、行政機関が被保険者による免除の申請が行われていない期間について、保険料の免除を承認したとは考えにくく、免除の申請を行った憶^{おぼ}えは無いとする申立人の主張のみをもって、当該期間の保険料の免除の申請が行われていなかったと認めることは難しい。

その上、オンライン記録及び申立人が昭和 51 年 9 月に転居するまで居住した市の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料が納付済みとされている同年 10 月から 52 年 3 月までの期間が、申立人が転居後居住することとなった区の国民年金被保険者名簿では、保険料が免除された期間とされ、記録が一致していない部分があるが、これは、申立人が転居前の市で 51 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を納付していたことが、転居前の市の被保険者名簿の記録で確認されたため、納付記録のオンライン化が図られた際に、正確な記録に訂正されたと考えても不合理ではない。

また、申立人が重複して国民年金保険料を納付したが、還付請求は行わなかったと述べていることについては、オンライン記録等からは、保険料が重複して納付されたこと、及び還付請求の前提となる申立人に対する還付の案内が行われたことをうかがわせる形跡は見当たらず、保険料が重複して納付された期間があったと考えることは難しい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を実施したものの、申立人は、これまで述べてきた主張を繰り返すのみで、当該期間の保険料が納付されたとの心証を得ることはできず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの期間、10年2月から同年3月までの期間及び同年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年3月まで
② 平成10年2月から同年3月まで
③ 平成10年7月から同年8月まで

私の国民年金の加入手続は、平成5年6月頃、私の祖母が行ってくれ、その後、私が学生の間は、祖母が国民年金保険料を納付していた。

卒業後就職し、平成8年11月に退職した後、同年同月から再び国民年金に加入したが、事情によりしばらく国民年金保険料を納付していなかった。時期は思い出せないが、祖母に保険料は納付するように指摘され、社会保険事務所（当時）から未納分の納付書を送ってもらった。

その後、平成11年頃まで、私は、毎月祖母に、月々の国民年金保険料と一緒に、過去の未納分を納付してもらうためのお金を、全部で2、3か月分の保険料が納付できるように渡し、祖母に納付してもらっていた。12年*月に祖母が亡くなってからは、自分で保険料を納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料は、祖母が納付してくれたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年11月に国民年金に再加入したが、その後しばらく国民年金保険料を納付していなかったところ、時期は思い出せないが、その祖母から、保険料は納付するように指摘されたため、社会保険事務所から納付書を送ってもらい、毎月、当月分の保険料と一緒に、過去の未納分の保険料を納付するための費用を祖母に渡し、納付してもらっていたので、申立期間の保険料は祖母が納付したはずであると述べている。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その費用は負担したとするものの、納付はその祖母に任せていたとしており、申立人の祖母は既に他界しているため、当該期間当時の保険料の納付時期等について話を聞くことはできず、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録で、申立人が国民年金に再加入した平成8年11月から申立期間③直前の10年6月にかけての国民年金保険料は、9年8月から10年8月までの13か月にわたって納付されていることが分かるが、この13回の納付のうち、申立人が述べているような保険料の納付方法、すなわち、同一の月に、当月納付分の保険料と過去の未納分の保険料を一緒に納付するといった納付方法により保険料が納付された月は無く、僅かに同年7月の納付状況のみが、申立人の説明にほぼ一致すると認められるものの、当該一度を除く12回の納付については、上で述べたとおりであり、申立人が述べているような方法で、申立期間の保険料が納付されていたと考えることは難しい。

さらに、申立人は、平成12年*月以後は、自身で国民年金保険料を納付するようになったとし、保険料の納付についてメモ書きをし、領収証書を貼付していたノートがあるとしたため、当委員会では、当該ノート（写し）の提出を依頼し、その内容について精査した。確かに、当該ノート（写し）には、申立人が同年同月以後、月に2か月分から4か月分の保険料を納付したことをうかがわせるメモ書きに加え、納付したことを示す領収証書が貼付されており、事実、保険料納付の内訳も、当月分の保険料を納付しつつ、過去の未納分も納付するという内容で、これはオンライン記録とも一致している。しかし、前で述べたように、9年8月から10年8月にかけては、オンライン記録の保険料の納付状況と申立期間について申立人が説明している保険料の納付状況にほとんど一致点が見られないことから、当該ノートが存在することをもって、申立期間の保険料が納付されたとまで考えることは難しい。

加えて、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以後の期間であり、同年同月以後は同基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であること、現在納付済みとされている5年6月以後の保険料の納付月が全てオンライン記録に残されていること、及び領収証書のある月については、領収証書の納付月とオンライン記録の納付月が全て一致していることなどを考え合わせると、約10年にわたり、現年度、過年度を交え、複数の納付場所で納付されていたと考えられる保険料のうち、申立期間の保険料のみが、記録管理の不備等によって未納とされたと考えることは難しく、申立人の祖母が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月まで

私の夫によれば、時期は不明だが、私が就職した昭和 59 年 4 月より前の話として、夫の会社の課長から、「これからは奥さんの国民年金保険料は払わなくてよい。」と聞いたことがあるそうで、夫は、それを、社員の妻の国民年金保険料は会社が負担することになると理解したようだ。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、夫は、夫の会社が私の国民年金保険料を納付していたのだから、未納とされているのはおかしいと言っている。私が厚生年金保険に加入していた期間も、夫によれば、夫の会社はそのことを知らないので、私が厚生年金保険に加入していた期間も含め、私の国民年金保険料を払い続けていたはずだとのことだ。

私は、昭和 50 年 11 月に国民年金に加入し、しばらく自分自身で国民年金保険料を納付していたが、いつの頃からかは思い出せないが、自分自身で納付するのはやめた。その理由は、夫の話を聞くと、夫の会社が私の保険料を納付してくれるようになったからだと思うが、私にはよく分からないので夫に聞いてほしい。

夫は、申立期間は厚生年金保険料と国民年金保険料がダブって納付されていたはずだと言っているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫から、申立期間の国民年金保険料は夫の会社が納付していたと聞いたため申立てを行ったので、詳細については、夫から聞いてほしいとしている。申立人の夫は、時期ははっきりとは思い出せないが、申立人が就職した昭和 59 年 4 月より前の記憶として、自身の会社の課長から、「こ

れからは奥さんの国民年金保険料は払わなくてよい。」と聞いたことを憶^{おぼ}えているので、ある時期から、会社が申立人の保険料を納付するようになったことに間違いはないと述べ、「妻の保険料は、会社が負担したと思うが、詳しくは憶^{おぼ}えていない。」、「妻が厚生年金保険に加入していた期間も、私の会社はそのことを知らないので、継続して妻の保険料を納付し続けていた。」などとしている。

しかし、申立期間のうち、昭和 59 年 5 月から 60 年 8 月までについて、申立人の所持する年金手帳に、申立人が、59 年 5 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが記入され、オンライン記録に同年同月の国民年金保険料が同年 10 月に還付された記録があることから、申立人は同年同月の時点までに国民年金の被保険者資格喪失手続を行っていたと考えられること、及び当該年金手帳に 60 年 9 月に再び国民年金の資格を取得したことが記入されていることから、申立人は、59 年 5 月から 60 年 8 月までは国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。申立人及びその夫は、当該期間も含め、申立期間の保険料は申立人の夫の会社が納付していたとしているが、59 年 5 月から 60 年 8 月まで国民年金に加入していない申立人に、当該期間の保険料の納付義務は無く、仮に、保険料の納付をその夫の会社が代行するとしても、未加入期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人の夫が申立期間当時勤務した事業所では、申立人及びその夫の主張について、従業員の配偶者の国民年金保険料を会社が納付したことも、当該費用の負担をしたこともないとしており、当該事業所が、従業員の配偶者の保険料について、申立人及びその夫が主張しているような取扱いをしていたとは考えられず、申立人及びその夫の主張を、一応確からしいと認めることは難しい。

さらに、申立人の夫の会社が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の夫の会社が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 59 年 3 月まで

ねんきん定期便が届き、記録を確認したところ、私が 20 歳になった昭和 56 年*月から大学を卒業した 59 年 3 月までの期間が国民年金に未加入となっているが、父親から、20 歳のときに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いている。

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親も高齢のため詳細は分からないが、私が 20 歳になった昭和 56 年*月頃、私の父親が市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行い、父親名義の銀行預金口座から振替で保険料を納付していたと思う。

申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人自身は直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、「払うべきものは全て払っていた。」と述べるのみで、同加入手続時期、同保険料の納付方法、納付金額などについて記憶しておらず、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の国民年金の記号番号が払い出される必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録等には、申立人の国民年金の記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が所持する年金手帳にも、申立期間直後に初めて被保険者となった厚生年金保険の記号番号が記載されているのみで、国民年金の記号番号の

記載は無い上、申立人及びその父親も、ほかに年金手帳の交付を受けた記憶は無いと述べている。ちなみに、申立期間当時申立人は、大学生であり、国民年金に加入するには制度上、任意加入することとなるが、上記のとおり、国民年金に加入した形跡が無いことから、申立期間は、任意の未加入期間で、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年5月まで

私は、平成6年3月に勤務先を退職した後、諸手続を行うため市役所に出向いた。その際に年金課の窓口の職員から、「義務なので、国民年金に加入しなければいけない。」と言われたため、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、市役所で2回に分けて納付したことを覚えている。最初は、加入手続を行った日又はその日から2、3日以内に、まとめて7、8万円ぐらいの保険料を納付した。その後、市役所から通知が送られてきたので市役所に出向き、少ない金額の保険料を納付した。2回目に保険料を納付した際に窓口の職員から、「今後は、納付書が送付されますので、その納付書で保険料を納付してください。」と言われた。申立期間後の保険料については、機械印字された納付書により、納付期限までには納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、市役所で2回に分けて納付したと主張しているが、申立人は、2回目の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年4月に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する国民年金の加入手続時期と一致するものの、申立期間当時、申立人が居住していた市によると、同年3月に国民年金の加入手続が行われた場合、同年同月のみ現年度納付書を送付し、同年4月以降に平成6年度の前納納付書及び各月納付書の綴りを送付していたとして

おり、申立人の主張と当時の保険料の納付方法には相違がみられる。

さらに、申立期間である平成6年3月に国民年金の被保険者資格を取得した際の被保険者種別は、当初、国民年金第3号被保険者とされていたが、9年6月に、第1号被保険者に訂正されていることが申立人のオンライン記録により確認できることから、被保険者種別の訂正が行われた時点まで、申立期間は第3号被保険者期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該時点において、申立期間のうち大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から13年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から13年12月まで

私は、20歳になってから、3年ぐらいは国民年金保険料を納付していなかったため、23歳ぐらいのときに、勤務先の同僚から国民年金のことを聞いたことをきっかけに、約3年分の保険料を一括で納付し、その後の保険料は毎月納付していたと思うが、20歳のときから、定期的に保険料を納付していたような気がする。

平成13年頃に、現在居住している自宅に転居するために、市役所で住所変更の手続きを行い、元々持っていた年金手帳を提出した。その際に、提出した年金手帳とは別の新しい年金手帳が発行された。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続きを行ったかどうかについての記憶が定かではなく、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期及び方法についての記憶も曖昧である。

また、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人の基礎年金番号は、平成14年5月に付番されたことが確認できる。申立人が述べる方法により、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすると、制度上、申立人に、当該基礎年金番号とは異なる番号の国民年金手帳記号番号（以下「A手帳記号番号」という。）が払い出され、A手帳記号番号が基礎年金番号とされるか、又は、申立人の現在の基礎年金番号とは別の基礎年金番号（以下「B基礎年金番号」という。）が、申立人が23歳になる（11年又は12年）までに付番されることになるにもかかわらず、申立人にA手帳記

号番号が払い出されていた形跡も、B基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の大半は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6601

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から48年3月まで

私は、昭和40年頃、きっかけは分からないが、A区役所の職員が自宅に来た時に、国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、毎月であったか、3か月に一度であったか定かではないが、自宅に来た集金人に数百円を納付しており、48年頃にB区に転居するまで、保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年頃、A区役所の職員が自宅に来たので、国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は52年6月に国民年金に任意加入しており、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間は、国民年金の任意の未加入期間であり、遡って加入することができない。

また、申立人は、A区に居住している時に国民年金に任意加入し、B区に転居するまでの期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、実際に加入手続を行った時期及びA区からB区へ転居した時期の記憶について具体的な証言を得ることができないため、加入期間及び保険料の納付期間が不明である上、申立期間は96か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が継続して誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6602

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで

私は母親から、私が20歳になって少したった平成5年4月に、母親が私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。

その後、納入通知書が届いたので、母親はその時点で申立期間を含む納付可能な期間の国民年金保険料を、1回でまとめて郵便局で納付してくれた。私は、当時、母親から「今日払ってきた。」と聞いたことを憶えている。

私は、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成5年4月に申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、母親から、「今日、（国民年金保険料を）払ってきた。」と聞いたことを憶えているので、その時、母親が納付したと言っていた保険料に、申立期間の保険料が含まれていたはずだと述べ、申立人の母親は、加入手続を行った後、納入通知書が届いたので、いつからいつまでの分かは思い出せないが、その時点で申立期間を含む納付可能な保険料を全て納付したと思うと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年8月に払い出されていること、申立人の国民年金保険料は同年同月12日に初めて納付されていること、及び申立人の手帳記号番号は、同年6月に20歳になった後国民年金に加入した被保険者の手帳記号番号より数番後の番号が付与されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年同月に行われたと推認され、加入手続の時期についての申立人及びその母親の主張とは一致しない。

また、平成5年8月から同年9月にかけての、申立人のオンライン記録の国民年金保険料の納付状況をみると、同年8月12日に、同年4月から同年8月までの保険料がまとめて納付されているほか、同年9月3日に過年度納付書が発行されていることが分かる。申立人の母親が、1回で全て保険料を納付したとする時期を同年8月12日と考えた場合、申立期間である4年10月から5年3月までの保険料は過年度分であり、現年度分である同年4月から同年8月までの保険料と一緒に、1回で全て納付するのであれば、その時点で、現年度と過年度の異なる2種類の納付書が発行されていることが必要であるが、前述したように過年度納付書は同年9月3日に発行されていることから、同年8月12日に申立期間の保険料を納付することができたと考えすることは難しく、少なくとも当該過年度納付書が発行された時点では、当該期間の保険料は未納であったと考えるのが自然である。

さらに、過年度納付書が発行された平成5年9月3日以降に、当該過年度納付書により、申立期間の国民年金保険料が納付された可能性を考えた場合、申立人の母親は、そのような納付書が送付されてくれば納付しているはずだと述べるにとどまり、納付書が送付されたとの主張は無く、当該納付書で当該期間の保険料を納付したか、また、納付したとしてもその金額や時期についても分からないとするなど、同年同月以降の保険料の納付状況は不明である。ちなみに、申立人から提出された預金通帳（写し）には、申立期間の保険料額に相当する金額が引き出された記録が認められるものの、当該記録と当該期間の保険料の納付との関連をうかがうことができず、預金通帳（写し）の取引記録のみをもって、同年同月に発行された過年度納付書で、当該期間の保険料が納付されたとまで考えることは難しい。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から45年4月まで

私は、昭和36年11月、結婚を契機に、A市B区役所の出張所（当時）で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、国民年金保険料は、毎月、450円を集金により納付していた。私は、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月に、A市B区役所の出張所で、国民年金の加入手続を行ったと述べている。しかし、これまで申立人の国民年金手帳記号番号は二つ払い出されているものの、先の手帳記号番号はC町で払い出されており、同番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、初めて申立人が国民年金の加入手続を行ったのは45年9月頃と推認され、現に、C町の国民年金被保険者名簿によると、「45.9.30 資格取得届（実際は「届」と誤字が使用されている。）」と記載されていることが確認できること、及び後の手帳記号番号は申立人が述べるとおり、A市B区に払い出されているものの、同番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が同市で国民年金の加入手続を行ったのは47年1月又は同年2月と推認されることから、36年11月にA市B区で国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは一致しない。

また、申立人は国民年金保険料として、毎月、450円を集金により納付していたと述べているが、同額は、上述のとおり申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される、昭和45年9月頃の保険料月額及び47年1月又は同年2月頃の保険料月額とは一致するものの、申立期間の保険料月額とは相違する。

さらに、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者の妻であり、現に、C町の国民年金被保険者名簿によると、「45. 9. 29 公的年金配偶者でなくなった」と記載されていることが確認できることから、同町においても、当該期間当時、申立人が被用者年金制度の被保険者の妻であったことが認識されていたものと推認されることに加え、特殊台帳によると、昭和45年8月の欄には、「この月まで納付不要」と記載されていることが確認できることから、申立期間は任意の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することは困難であったものと考えられる。このため、当該期間の保険料を納付するには、上述の二つの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 63 年 3 月まで

私は、時期は定かではないが私の母親に勧められて、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、20 歳になったときから加入手続を行うまで未納となっていた保険料を遡って納付したが、保険料額については覚えていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成 2 年 5 月又は同年 6 月と推認でき、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

私の母親は、私が20歳になった頃に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が、送付されてきた納付書により区役所又は金融機関で定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が、区役所又は金融機関で納付書により納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50年12月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、特例納付及び過年度納付によるしかないが、申立期間の保険料を納付していたとするその母親に、特例納付及び過年度納付により当該期間の保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで
昭和49年1月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料についても、母親が納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和49年1月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から申立期間当時の状況について直接聴取できないことから、当該期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和54年1月と推認でき、申立人が主張する国民年金の加入手続の時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和54年1月の時点において、申立期間のうち、49年4月から51年9月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年3月まで

私は、母親から私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について話を聞いたことは無いので、いつ、どこで、どのように行ったかは分からないが、母親は、申立期間当時に同居していた私の姉の保険料を20歳の時から納付しており、私の保険料も同様に納付していたはずである。申立期間が国民年金の未加入期間で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間当時に同居していた申立人の姉の国民年金保険料を20歳の時から納付しており、私の保険料も同様に納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号は払い出された形跡は無く、申立人の国民年金の加入記録及び納付記録は見当たらない上、申立人が保有している年金手帳の国民年金欄に「国民年金手帳記号番号」及び「初めて被保険者となった日」の記載は見られない。

さらに、申立人は、母親が申立人の姉の国民年金保険料を20歳の時から納付していたと主張しているが、姉の国民年金加入手続時期は、その国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和50年10月に行われたと推認され、同加入手続に伴い、20歳到達月

の41年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられることから、申立人についても20歳当時において国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 6 月に結婚を契機に転居し、同年同月頃に、夫の国民年金保険料の納付と夫の新規の生命保険の加入手続をするために近隣にあった郵便局に行った際に、局員に妻である私も国民年金保険料を納付するよう強く勧められ、郵便局で国民年金の加入手続を行い、同郵便局の窓口で 10 万円前後の保険料を遡って一括納付した。

確かに国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に結婚を契機に転居し、同年同月頃に、転居先の近隣にあった郵便局で国民年金の加入手続を行い、同郵便局で申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したとしているが、国民年金の加入手続は郵便局では行えないものである上、転居先の区から、同郵便局で国民年金の加入手続事務は行っていないとの回答を得ており、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は昭和 55 年 6 月に婚姻届を提出していることが戸籍謄本により確認できること、申立人の国民年金手帳記号番号は同年同月頃に転居先の区において新姓で払い出されていること、及び申立人が所持する年金手帳には被保険者名が新姓で記載されていることから、申立人は、同年同月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できるが、その時点において、申立期間のうち、51 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付するには、特例納付により納付するほか無く、当時、第 3 回特例

納付が実施されていたものの、申立人は特例納付のことは承知しておらず、申立人に特例納付により保険料を納付したとする具体的な主張は無い上、申立人が遡ってまとめて納付したとする金額は、実際に同制度等を利用して納付した場合の保険料額とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7572 (事案 5290 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 8 月 10 日まで
私は、A社を退職したのは昭和 41 年 8 月のお盆であったと記憶していることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしいと、第三者委員会に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、新たな情報として、A社に勤務していた申立期間当時の同僚及び、同社を昭和 41 年 8 月に退職したことを証言してくれる者の名前並びに退職当時の詳しい状況を思い出したので、申立期間について、再度調査をして審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間においても勤務していたと主張しているところ、複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかつた上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は申立人について、資格喪失日を昭和 41 年 2 月 1 日として社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認でき、当該資格喪失日はオンライン記録における資格喪失日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たにA社における複数の同僚の氏名又は姓及び申立期間直後に共にB現場に行った同級生の氏名を挙げ、申立期間は、同社における厚生年金保険の被保険者であったと述べている。

しかしながら、当該同僚に照会したが、回答が得られなかつたため、申

立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかつた。

また、申立人は、共にB現場に行った同級生について、「昭和41年8月（お盆）にC県に帰郷した際に再会した同級生から、いい仕事（D県のB現場）があるので一緒に働こうと誘われたため、そのままA社には戻ることなく同社を無断退職した。よって私が同社に同年8月まで勤務していたことを、同社を退職した直後にD県のB現場で一緒に働いた同級生が証言してくれるはずである。」と述べているが、当該同級生であると思われる者の厚生年金保険被保険者記録は確認できたものの、所在不明のため照会できない上、当該者は、申立期間終期の41年8月より前の同年3月にC県所在の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が保管していた失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失の時期と異なる理由は不明であるものの、申立人の離職等年月日は、申立期間前の昭和40年8月7日であることが確認できる。

加えて、申立人は、「昭和41年8月（お盆）にC県に帰郷した際に会った、実家の隣家の女性が、生後6か月もたたないような赤ちゃんに母乳を与えていたことを覚えている。」と述べ、実家の隣家の女性の氏名を挙げていることから、当該女性に照会したところ、当該女性は、「申立人とは幼なじみであった。その赤ちゃんの話は、40年*月生まれの子のことだと思う。」と回答している。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 2 日から 5 年 6 月 2 日まで

A事業所（現在は、B事業所）にC部署のD職として勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。20年近く前のことで、資料は残っていないが、勤務していたことは確かであり、給与から厚生年金保険料を控除されていたことも確かなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した異動ノート及び事業主の証言から、申立人は、申立期間においてA事業所にC部署のD職として勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「当時の厚生年金保険に係る届出資料は無く、当時の担当者も不明であることから、当時におけるD職に係る厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している。

また、申立期間直前にA事業所のD職であったことが確認できる2名の者は、オンライン記録において、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できるところ、このうちの1名は、「同事業所におけるD職は、厚生年金保険に非加入であったと思う。給与から所得税のみ控除され、ほかの控除項目は無かったように記憶している。」と述べ、別の1名は、「D職は、当時、厚生年金保険等社会保険に加入させてもらえなかったため、改善をお願いしたところ、平成7年か8年頃には加入させてもらえるようになったと聞いている。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 30 日から 47 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 2 月 5 日から 47 年 5 月 31 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では申立期間の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても A 社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 46 年 5 月 30 日に A 社に係る雇用保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 46 年 6 月 30 日となっており、オンライン記録と一致している上、健康保険被保険者証を同年 7 月 8 日に返納していることが確認できる。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の 1 名は既に死亡しており、ほかの事業主 1 名及び取締役 1 名の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が寮で同居していたとして名前を挙げた同僚は、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことから、申立期間に同社において被保険者記録のある元社員 10 名に文書照会したところ、回答があった 5 名のうち、3 名は申立人のことを記憶しておらず、2 名は、「申立人を知っているが、いつまで勤務していたかまでは覚えていない。」と回答しており、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し

ていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日までの期間において勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 30 日となっており、同年 3 月の被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、雇用保険の加入記録から確認できる申立人のA社における離職日は、昭和 48 年 3 月 29 日になっており、オンライン記録と符合する。

また、B厚生年金基金のA社に係る加入員記録では、申立人の当該加入員資格の喪失日は昭和 48 年 3 月 30 日と記録されており、これはオンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡している上、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがうことができない。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 2 月まで

中学校を卒業後、定時制の高等学校に通いながらA社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、申立人の勤務期間は覚えていないが、申立人は同社に在籍していたと述べていること、及び申立人の勤務に係る具体的な証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚への調査において、申立人と同年代生まれで、昭和32年にA社に入社し、同年に定時制高等学校に通っていたとする者は、同社における厚生年金保険の資格取得日は、入社1年ぐらい後だったと述べている。

また、B社は、申立期間当時の資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 15 日から 47 年 9 月 10 日まで
社会保険事務所（当時）で説明を聞き、申立期間については脱退手当金を支給済みであるということを知った。脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係るA社での資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA社において厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年9月10日の前後1年以内に資格喪失した者29名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、18名に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある複数の者が、事業所がその請求手続をした旨の供述をしている上、申立人を含む二組4名が、それぞれ同日に資格喪失しているところ、脱退手当金の支給決定日はそれぞれ同一となっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月 26 日から 24 年 9 月 1 日まで
父は、昭和 10 年以前から A 社に勤務し、36 年 1 月まで、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の記録が欠落している。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社の保管する役員簿から、申立人は、昭和 6 年 4 月 6 日に入社し、36 年 1 月 14 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社が保管する労働者年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険被保険者資格取得届から、申立人は昭和 21 年 12 月 26 日付けで、「重役就任」を理由として同社の被保険者資格を喪失し、24 年 9 月 1 日付けで同資格を再度取得していることが確認でき、オンライン記録、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同社の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳と全て一致している。

また、A 社は、「当社では昭和 24 年 9 月 1 日までは、役員は厚生年金保険被保険者の対象としていなかったため、申立人は 21 年 12 月の役員就任時に被保険者資格を喪失したものと考えられる。申立人以外の役員 2 名は、申立人が被保険者資格を再取得した日と同じ 24 年 9 月 1 日に資格を取得しており、両者は、厚生年金保険制度開始前から役員であったため、当該資格取得の取扱いは新規扱いとなっている。」と回答しているところ、同社に係る商業登記簿謄本から、申立人は昭和 21 年 12 月 25 日付けで、

同社の取締役就任していること、及び上記の役員2名は15年から同社の代表取締役及び取締役となっていることが確認できる上、オンライン記録において当該役員2名は、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を再取得した日と同日の24年9月1日付けで、同社の被保険者資格を新たに取得していることが確認できる。

このほか、申立人の次男は、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7579 (事案 6831 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月1日から42年6月1日まで
② 昭和42年7月1日から同年10月1日まで
③ 平成9年12月1日から10年10月1日まで

A社に勤務していた当時の厚生年金保険法では、毎年5月から7月までに支払われた報酬額の平均を計算し、その平均額を標準報酬月額として決定し、その年の10月から翌年9月までの保険料の算定の基礎とし、昇給などによって標準報酬月額等級が2等級以上変動する場合は、次の定時決定を待たずに4か月目から標準報酬月額の改定を行うことになっている。同社に勤務していた期間のうち、昭和40年10月1日から42年10月1日までの期間について、年金記録確認第三者委員会に標準報酬月額の記録に係る申立てを行ったが、その結論及び判断理由について納得できない。申立期間①及び②については、厚生年金保険法に基づく随時改定を考慮した標準報酬月額に訂正すべきである。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険標準報酬月額は、実際に支給を受けた報酬額よりも低額になっており、厚生年金保険法に基づき実際に支給された報酬額に見合った標準報酬月額にすべきである。

再度調査の上、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人から提出された給与明細書に記載された報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報

酬月額（昭和 41 年 2 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月から 42 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間は 5 万 6,000 円）よりも高額であることが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、また、申立期間③に係る申立てについては、申立人から提出された平成 10 年分の所得税の確定申告書に記載された B 社が申立人に支給した報酬から推認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（53 万円）よりも高額であることが認められるものの、当該確定申告書に記載された社会保険料控除額から推認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、標準報酬月額の認定について、厚生年金保険法に則して判断すべきである旨主張しているが、A 社及び B 社による申立人の標準報酬月額に係る届出を確認することはできない上、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、厚生年金保険法に基づくあっせんは行わない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

今回の再申立てに当たって、申立人は、その主張する内容を示す資料として新たに申立人が取りまとめた申立期間の給与支給額及び保険料控除額の一覧表を提出したが、これは、当委員会が当初の決定の際、検証を行った給与明細書に記載された内容と同一のものであり、これをもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 30 日から 36 年 5 月 14 日まで
私は、昭和 32 年 3 月 30 日から 36 年 5 月 13 日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録について調べてもらったところ、脱退手当金を受給していると言われてとても驚いた。脱退手当金という言葉聞いたこともなく、退職後 10 か月もたってから受け取ったことになっているが、もちろん手続を行った記憶も無い。また、一緒に退職した同僚にはそのような記録が無いということでもあり納得できないので、調査して申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立てに係る事業所を退職後、ほぼ 10 年間の強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金受給に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7581 (事案 2382 の再々申立て、事案 4447 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 29 日から 40 年 7 月 30 日まで
脱退手当金について、申立期間と同時期にA社B工場を退職した同僚に聞き取りをした内容及び前回の申立ての際に提出した夫の日記帳を再度提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の申立て及び再申立ては、申立人がA社B工場での被保険者資格喪失日から約4か月後に婚姻しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該脱退手当金の支給決定日の約1か月前に旧姓から新姓に氏名変更されたことが記録されていることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であり、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月30日付け及び同年11月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の夫の日記帳を再度提出し、「夫の日記帳は日常生活の出来事を詳細に記述しており、脱退手当金に係る記述は一切無いことから、受給した事実は無い。」と主張しているが、日記帳に記載されていないことをもって、脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

また、申立人は、脱退手当金について、昭和38年から45年までにA社B工場を退職した同僚の中から女性5名に聞き取りを行い、その内容を新たな証拠として提出している。

しかしながら、その内容は、同僚5名について、A社B工場の退職時における会社からの脱退手当金に係る説明及び脱退手当金受給の有無にとどまっており、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。